

平成28年度
第1回

四万十町総合教育会議



平成29年2月28日

四 万 十 町

平成28年度

第1回 四万十町総合教育会議 次第

1 日 時 平成29年2月28日（火） 午前10時～

2 場 所 四万十町役場 西庁舎3階 防災対策室

3 会 次 第

(1) 開 会

(2) 町 長 挨 拶

(3) 教 育 委 員 長 挨 拶

(4) 会 議 録 署 名 人 の 指 名

(5) 議 題

1 四万十町のこれからの教育について

2 その他

総合教育会議根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

学校・家庭・地域・行政が一体となって進める「ふるさと教育」(※注1) (イメージ)

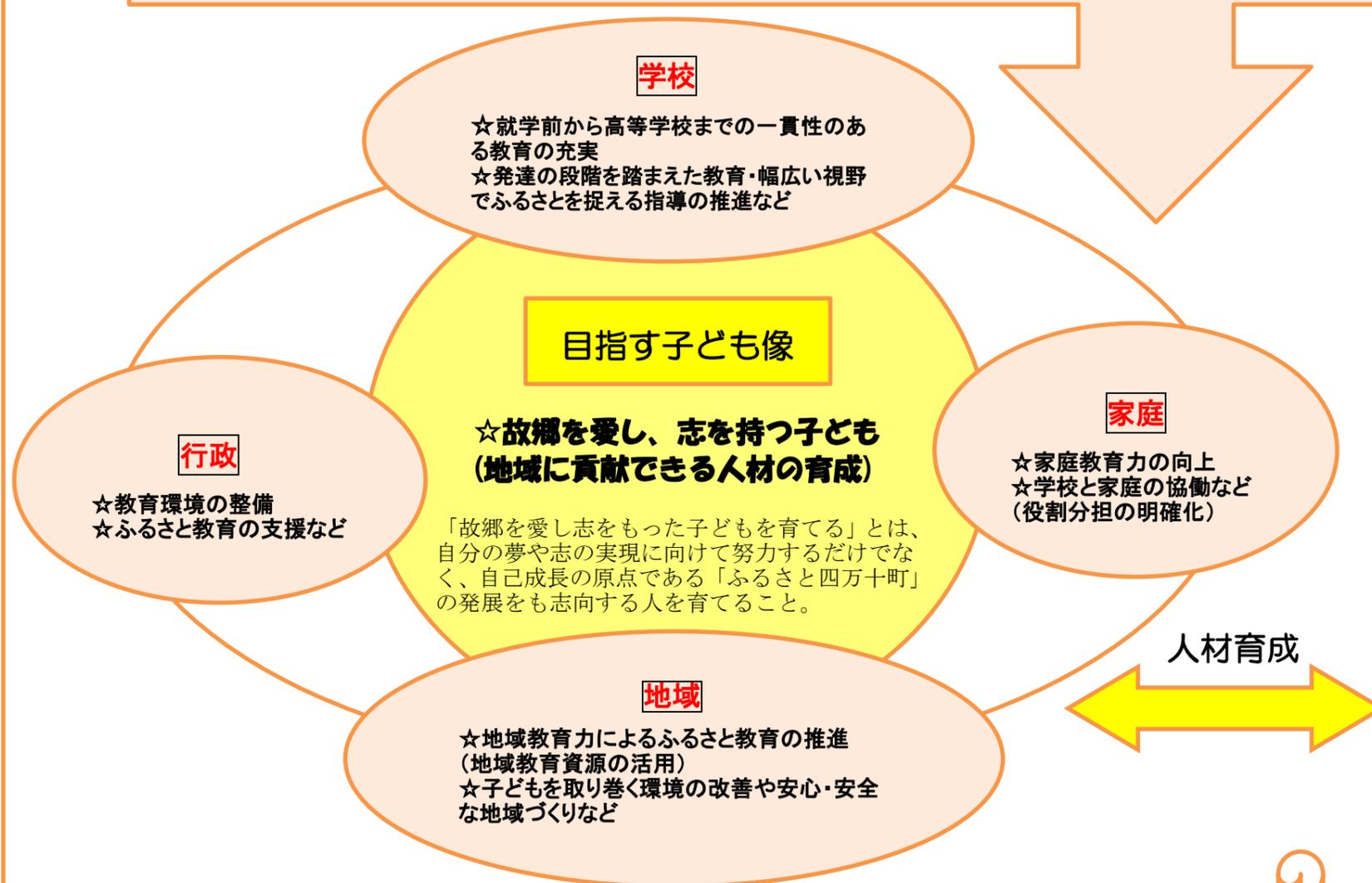
町の教育課題

学力の向上 系統的・継続的な教育 学校・家庭・地域・行政の連携協働

四万十町教育振興基本計画

四万十町教育行政方針

四万十町は「山・川・海 自然が人が元気です 四万十町」の実現を目指し、四万十町総合振興計画のもと取り組みを進めています。
 四万十町教育委員会では、平成26年6月に策定した四万十町教育振興基本計画に基づき、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進など「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、「土台づくり」「つながり」を軸に、故郷を愛し志をもった子どもを育て、幼児から高齢者までの様々な活動の場づくりを支援するなど、関係機関や団体との連携を図りながら、本町の特性を生かした教育行政を推進していきます。
 生涯学習では、今後も予想される少子化・高齢化を踏まえ、町民一人ひとりが社会の一員としての自覚と見識を身につけるとともに、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる人生を送ることができるよう、様々な学習の場づくりに努めます。
 学校教育においては、それぞれの地域の特色を活かしながら、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりを進めます。また、子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、生き抜く力を培うために、基礎学力を確実に定着させる「学力向上」の取り組みとともに、「豊かな心」と「健やかな身体」の調和の取れた教育を推進していきます。



■四万十町人づくり戦略(方針)概要

【目指す将来像】
 「山・川・海 自然が人が元気です四万十町」

●四万十町人づくり戦略(基本方針)

【基本理念】
 ふるさと四万十町に愛着と誇りを持ち、現在、未来の元気をつくる人材育成

【目指す人材像】
 地域の特性や可能性を知り、価値観と創造性を持って、志の実現に向けて挑戦する人材

- (基本目標と基本的方向)
- ①未来塾…わが町の未来を元気にする人材の育成
 - ・地域の魅力や特徴を知り、愛着と誇りを育む学習の推進
 - ・発達段階に応じたキャリア教育の充実
 - ・家庭・学校・地域の連携による魅力ある教育の推進
 - ②四万十塾…わが町の地域を元気にする人材の育成
 - ③産業振興塾…わが町の産業を元気にする人材の育成

■公設塾…「四万十町高校応援大作戦」

(※注1) **ふるさと教育**

「ふるさと教育」とは、人、地域の自然、歴史、文化、伝統芸能、産業といった教育資源を活用し、学校・家庭・地域・行政が一体となって、故郷を愛し志を持った子どもを育てることを目的としています。
 自分たちの住む地域にある課題に向き合い、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていきます。
 子どもたちの教育は、学校・家庭・地域・行政が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要です。このことにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスの取れた子どもたちの育成を図ります。